

議案第96号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

(1) 土地

ア 所在地 つくば市春風台16番1及び春風台17番1

イ 地積 合計59,647.24m²

2 取得金額 金1,348,027,624円

3 取得目的 (仮称)中根・金田台地区小学校を整備するため

4 財産所有者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

宅地業務担当本部長 中川 裕二

(提案理由)

TX沿線開発による土地区画整理事業において、中根・金田台地区の人口増加に

伴い、児童生徒数の増加が見込まれることから、令和8年4月に新設小学校を開校するために、財産を取得しようとするものである。

物件位置図「つくば市春風台 16 番 1 及び春風台 17 番 1」

